

箱根町個人住宅取得資金融資保証料補助金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、箱根町内に自己の居住の用に供する住宅又は土地を取得等するため金融機関から個人住宅取得資金（以下「住宅資金」という。）を借入れた際に支払った融資保証料を対象に、その一部について補助することにより、借入者の居住水準を向上させるとともに町内労働力の確保を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 専用住宅及び併用住宅をいう。
- (2) 金融機関 横浜銀行、スルガ銀行、さがみ信用金庫、中央労働金庫及びかながわ西湘農業協同組合をいう。

(融資保証料補助金の交付対象者)

第3条 融資保証料補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 箱根町内に自己の居住の用に供する住宅又は土地を取得等（住宅の新築、建替、購入、増改築及び耐震診断調査に基づく住宅耐震補強工事並びに土地の購入）した者で、金融機関から住宅資金として50万円以上借入れ、その際に融資保証料を支払った者。ただし、共有で取得した場合は、そのうちの1名を対象とする。
- (2) 町税を滞納していない者
- (3) 前年の年間収入額（自営業の場合は、営業用の経費を差引いた年間所得額）が800万円以下の者

(補助対象住宅等)

第4条 融資保証料の補助対象となる住宅又は土地の取得等は、次に掲げるいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 新築、建替及び購入住宅 住宅の床面積が30平方メートル以上175平方メートル以下の住宅とする。ただし、併用住宅にあっては、住宅部分の床面積が建物全体の床面積の2分の1以上であるものに限る。
- (2) 増改築住宅 既存住宅に10平方メートル以上を増築又は一部を除去

し、改めて10平方メートル以上を改築し、当該増改築後の住宅の床面積が175平方メートル以下の住宅とする。ただし、併用住宅にあっては、増築又は改築部分の床面積のうち住宅部分の床面積の占める割合及び増改築後の建物全体の床面積に占める住宅部分の床面積の割合が2分の1以上であるものに限る。

(3) 住宅耐震補強工事住宅 建物全体の床面積が175平方メートル以下で、耐震診断調査に基づき必要とする補強工事を行った住宅とする。ただし、併用住宅にあっては、住宅部分の床面積が建物全体の床面積の2分の1以上であるものに限る

(4) 購入土地 同条第1号に規定する住宅の新築又は購入に係る土地とする。ただし、住宅の新築及又は購入と同時に土地を購入した場合に限る。
(補助金の額及び交付等)

第5条 補助金の額は、融資保証料に2分の1を乗じて得た額とし、その限度額は、5万円とする。ただし、併用住宅にあっては、住宅部分のみを対象とする。

2 前項の補助金は、毎年度申請に基づき年間で分割交付する。

3 住宅資金の繰上償還をしたこと等により融資保証料の額が変更され一部返還があった場合には、補助金の額を変更することがある。

(補助金の交付の申請)

第6条 新規に補助金の交付の申請をしようとする者は、箱根町個人住宅取得資金融資保証料補助金(継続)交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、融資保証料払込日(融資保証料を分割して納付した場合は、完納した日)から6か月以内に町長に提出しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(1) 個人住宅取得資金貸付等証明書(第2号様式)

(2) 住民票の謄本

(3) 納税証明書

(4) 所得証明書、源泉徴収票等前年の年間収入額が確認できる書類

(5) その他、住宅の取得等の区分によって次の書類を添付する。

ア 新築、建替及び増改築の場合は、工事請負契約書の写し及び建築確認書の写し

イ 住宅の購入の場合は、住宅売買契約書の写し及び建築確認書の写し

ウ 耐震補強工事の場合は、工事請負契約書の写し及び設計図又は住宅耐震診断調査の写し等工事内容のわかる書類

エ 土地の購入の場合は、土地売買契約書の写し

2 現に融資保証料補助金の交付を受けている者が継続して補助金の交付を受けようとするときは、毎年度ごと6月末日までに前項の交付申請書を町長に提出しなければならない。なお、この場合前項各号に定める書類の添付を省略することができる。

3 第1項ただし書の規定は、最初の融資保証料払込日から5年を経過している場合、適用しないものとする。

(補助金の交付決定等)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに審査を行いその適否を決定し、交付を決定した者には箱根町個人住宅取得資金融資保証料補助金(継続)交付決定通知書(第3号様式)により、申請を却下する者には箱根町個人住宅取得資金融資保証料補助金交付申請却下通知書(第4号様式)により申請者に通知をするものとする。

2 補助金は、交付決定をした日から起算して2か月以内に交付する。

(補助金の変更等)

第8条 補助金の交付を受けることとなった者(以下「交付決定者」という。)は、第5条第3項により融資保証料の額が変更され一部返還があったときは遅滞なく町長へ報告することとし、町長は、補助金の額を変更したときは箱根町個人住宅取得資金融資保証料補助金交付決定変更通知書(第5号様式)により通知をするものとする。

2 前項の補助金交付決定変更により既に交付した補助金に過納が生じたときは、交付決定者はその差額を町長に還付しなければならない。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第9条 町長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部もしくは一部返還を命ずることができる。

(1) この要綱に違反したとき

(2) 虚偽又は不正の申請を行ったとき

(状況報告)

第10条 町長は、補助金の交付に関し必要があると認められるときは、金融

機関及び交付決定者に対し報告を求め、又は交付決定者に対し必要な調査をすることができる。

(委 任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度町長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年6月1日から施行する。
- 2 改正前の箱根町個人住宅取得資金融資保証料補助金交付要綱により補助金交付決定された者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年9月1日から施行する。
- 2 改正前の箱根町個人住宅取得資金融資保証料補助金交付要綱により補助金交付決定された者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正前の箱根町個人住宅取得資金融資保証料補助金交付要綱により補助金交付決定された者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正前の箱根町個人住宅取得資金融資保証料補助金交付要綱により補助金交付決定された者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正前の箱根町個人住宅取得資金融資保証料補助金交付要綱により補助金交付決定された者については、なお従前の例による。